

刑の量定は裁判官の専権事項とすべきである（否定側）

2009年12月7日 加古文香・川崎貴晴

市民感覚の導入

・裁判員制度の目的は、裁判に「健全な社会常識」がより反映されるようになることである。

要するに、職業裁判官の専門的知識・経験と裁判員の常識的判断や視点とを共に生かすことを目的としているため、職業裁判官と裁判員の相異や役割を考えれば、裁判員も量刑判断に加わるのが妥当である。

・国民は量刑部分に関して不満を持っている。

よって、この部分に国民を参加させなければならないのは当然のことである。

裁判官に対する不信感

・裁判官が官僚化してしまっているという現状がある。

しかし、しがらみのない裁判員が量刑判断に加わることによって、官僚司法を転換させることが可能になる。

・職業裁判官といえども「人間」である。

裁判員は素人であるから信頼できないからといって、プロである裁判官に絶対的信頼を寄せることができるわけではない。

判例主義の問題点

・判例に従うことが、本当に公平な裁判につながるのだろうか。

いくら類似の事件といえども、まったく同じ事件というのはあり得るはずがなく、詳細は個々の事件によって異なる

・正しい刑という絶対的な基準はあり得ない。

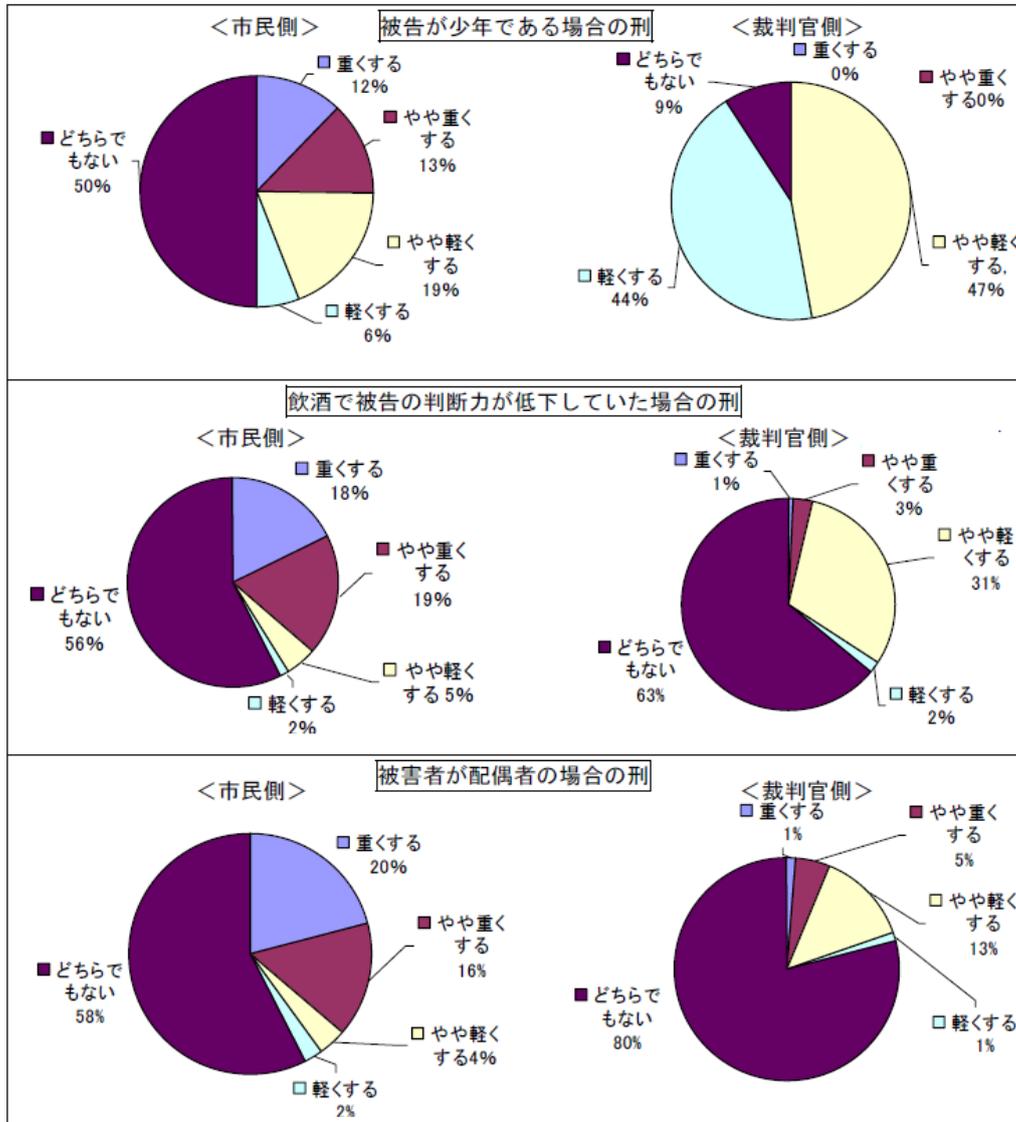
より妥当という相対的な判断しかないため、何を妥当とするかは判断者によって異なるはずである。

従来の量刑相場はプロの経験の蓄積だが、それ自体が明確な基準ではなく、裁判員制度によって市民感覚に基づき、あらためて検証されることになる。

その結果、ばらつきが生じてもそれはそれがかまわないのである。

裁判員制度向け最高裁調査

(朝日新聞 2006年3月16日付より作成)



回答した裁判員経験者は、8～9月に判決が言い渡された14件の裁判で判決に関与した84人のうちの79人。

(法廷での審理内容) 74.7%が「分かりやすかった」、20.3%が「普通」、3.8%が「理解しにくかった」。

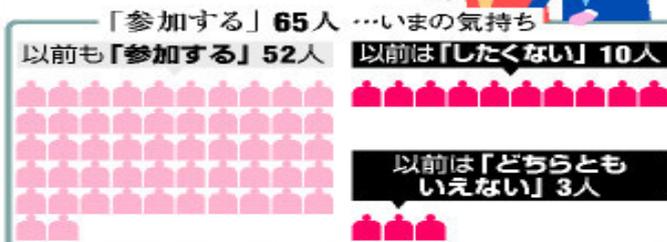
(評議)「話しにくかった」とした人はいなかった。

(議論の充実度)「十分に議論ができた」が78.5%、「不十分であった」が7.6%。

2009年11月17日朝日新聞

裁判員候補者 **100** 人に聞きました

? 裁判員裁判への参加、
いまの気持ちは
スタート前とくらべて
(100人のうち残り6人は「どちら
ともいえない」と答えた人)



? 裁判員制度のスタートで、これまでより関心を持つようになった点は (複数回答)

